

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第1号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。